第三十一条中「行為（」の下に「株式等売渡請求により当該株券等を買い集める行為を除く。」を加える。

（信用金庫法施行令の一部改正）

**第三条**　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「第三十二条第五項第一号」を「第三十二条第五項」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十二条第五項第一号に掲げる信用金庫」を「第三十二条第五項に規定する金庫」に改める。

第八条の二第一項の表第五十条の二第三項第三号の項中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社」に改める。

第九条の三の見出し中「清算人」を「清算人等」に改め、同条中「おいては、同法の規定中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの」を「おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり」に改め、同条の表を次のように改める。

| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| 第三百五十七条第一項 | 株式会社 | 清算金庫 |
| | 株主（監査役設置会社にあっては、監査役） | 監事 |
| 第三百六十条第一項 | 株式を有する株主 | 会員である者 |
| 第三百六十一条第一項 | 株式会社 | 清算金庫 |
| 第三百八十一条第二項、第三百八十五条第一項及び第三百八十六条第一項（見出しを含む。） | 監査役設置会社 | 清算金庫 |
| 第三百八十六条第二項 | 第三百四十九条第四項 | 信用金庫法第三十五条の九第一項 |
| | 監査役設置会社 | 清算金庫 |
| 第四百三十条（見出しを含む。） | 役員等 | 清算人又は監事 |
| | 株式会社 | 清算金庫 |

第九条の三に次の一項を加える。

2　法第六十四条の規定において金庫の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| 第八百四十七条第一項及び第三項から第五項まで | 株式会社 | 清算金庫 |
| 第八百四十八条 | 株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。） | 清算金庫 |
| 第八百四十九条第一項 | 株式会社等 | 清算金庫 |
| 第八百四十九条第三項 | 株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の | 清算金庫が、 |
| | 株式会社の区分 | 清算金庫の区分 |
| 第八百四十九条第三項第一号 | 監査役設置会社 | 清算金庫 |
| 第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項から第三項まで、第八百五十二条第一項及び第二項並びに第八百五十三条第一項 | 株式会社等 | 清算金庫 |

（金融機関の合併及び転換に関する法律施行令の一部改正）

**第四条**　金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「から第七項まで」を「及び第八項」に改め、「及び第五項」を削り、同項の表第七百八十五条第六項の項を削り、同表第七百八十五条第七項の項中「第七百八十五条第七項」を「第七百八十五条第八項」に改め、同表第七百八十六条第五項の項を削り、同項の表第七百八十五条第六項の項を削り、同表第七百八十五条第七項の項中「第七百八十五条第七項」を「第七百八十五条第八項」に改め、同表第七百八十六条第五項の項を削る。

第十二条第一項中「から第七項まで及び」を「及び第九項並びに」に改め、同項の表第七百八十七条第六項の項を削り、同表第七百八十七条第七項の項中「第七百八十七条第七項」を「第七百八十七条第九項」に改め、同条第二項中「から第七項まで及び」を「及び第九項並びに」に改め、同項の表第七百八十七条第六項の項を削り、同表第七百八十七条第七項の項中「第七百八十七条第七項」を「第七百八十七条第九項」に改める。

第十四条第二項中「第七項まで並びに」を「第八項まで及び」に改め、「及び第五項」を削り、同項の表第七百八十五条第六項の項中「第七百八十五条第六項」を「第七百八十五条第六項及び第七項」に改め、同表第七百八十五条第七項の項中「第七百八十五条第七項」を「第七百八十五条第八項」に改め、同表第七百八十六条第五項の項を削る。

第二十二条第一項中「）及び」を「）及び第二項（第四号に係る部分に限る。）並びに」に、「の規定を」を「及び第二項（第四号に係る部分に限る。）の規定を」に改め、同項の表中「及び第二百九十三条第一項第三号」を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第二百十九条第二項第四号 | 合併により当該株式会社が消滅する場合 | 協同組織金融機関との吸収合併又は新設合併により普通銀行が消滅する場合 |
| | 第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社 | 金融機関の合併及び転換に関する法律第十一条第一項第一号に規定する吸収合併存続信用金庫又は同法第十五条第一項第二号に規定する新設合併設立信用金庫 |